

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

(医療福祉連携推進課)

ページ  
一

号 外 (一) 令 和 六 年 三 月 二 十 九 日

## 規 則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成二十二年岐阜県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とする。

第十条第一項第二号中「公立大学法人」の下に「次項第五号及び」を加え、同条第

二項中「事業報告書」を「法第三十四条第二項に規定する事業報告書」に改め、同項第

五号中「概要」の下に「(公立大学法人にあつては、中期計画の概要)」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる  
ときは翌日

令和六年三月二十九日

令和六年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社